

職場環境改善の行動計画

従業者がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年12月1日～令和5年3月31日までの1年4か月間

2. 内容

目標1：従業者が育児や介護・療養およびワークライフバランスの観点より必要な事柄に対して、休養・休暇など必要な配慮を行えるようなコミュニケーションをとる。また結果として、必要な休暇や時短などを促すようにする。

＜対策＞

- 令和4年3月～ 従業者へのアンケート調査、検討開始
- 令和4年4月～ 必要な配慮を行えるよう事例検討などの研修を行う。また、ミーティングなどによる従業者への周知を行う。

目標2：令和5年3月までに、従業者全員の所定外労働時間を、1人当たり年間200時間未満とする。

＜対策＞

- 令和4年3月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 令和4年4月～ 管理職を対象とした意識改革のための会議を1回実施
- 令和4年4月～ 社内通知などによる従業者への周知
- 令和5年3月～ 各部署における問題点の検討及び振り返り

目標3：事業所周辺等の小中学校の生徒及び市民を対象に、職場体験・施設見学ができる「交流の場」を創設する。

＜対策＞

- 令和4年3月～ 受け入れ方法や体制についての検討
- 令和4年5月～ 関係機関、学校などへの周知
- 令和4年7月～ 体験会・交流の実施、次回に向けての検討